



英國支那艦隊司令長官海軍大將サー、サ  
イプリアン、アーサー、デヨーヂ、ブリツヂ、敘勲  
ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治三十六年十月二十三日

内閣總理大臣伯爵桂太郎

内

閣



二五二號

明治三十六年十月二十一日

實數局總裁

内閣總理大臣

（Signature）

實數局總裁



外務大臣上奏英國支那艦隊司令長官海軍大  
 將サーサイプリアンアーサー、チヨード、ブリッヂ、叙勲ノ  
 儀右ハ日英同盟協約成立以來支那艦隊司令  
 長官トシテ東洋ニ在リテ協約ニ伴フ彼我海軍  
 交渉上常ニ英海軍ヲ代表シテ樞機ノ衝ニ當リ終始  
 我ニ對シテ其誠意ヲ披瀝シ軍事上緊要ノ諸報  
 告ヲ供シ断ヘス我カ裨益ヲ圖リ帝國海軍ニ對シ  
 效シタル功績洵ニ顯著タルモノニ有之候處今般大將  
 ニ昇任不日歸國ノ趣依テ前記功勞ヲ御表彰被  
 進外務大臣上奏ノ通右同人ヲ勲一等ニ叙シ旭日  
 章下賜被仰出可然哉此段允裁ヲ仰ク

内閣

英國支那艦隊司令長官

勲一等旭日章 海軍大將サー、サイ。フリアンダーサー、チヨウヂ、フリック  
右ハ日英同盟協約成立以來支那艦隊司令長官トシテ  
東洋ニ在リテ協約ニ伴フ彼我海軍交渉上常ニ英海  
軍ヲ代表シテ樞機ノ衝ニ當リ終始我ニ對シテ具誠  
意ヲ披握シ軍事上緊要ノ諸報告ヲ供シ斷ニス我  
カ裨益ヲ圖リ帝國海軍ニ對シ効シタル切績洵ニ顯  
著タル者ニ有之候處今般大將ニ昇任不日歸國ノ報  
ニ付此際前記切勞ヲ泐表彰被遊願書ノ通致勲  
被仰出度青海軍大臣男爵山本權兵衛ヨリ申立  
有之候間該勲章被下賜候様仕度此般謹テ  
奏ス

外務省

明治三十六年十月十六日

外務大臣男爵小村壽太郎



送第二二二號

明治三十一年十月十六日

英國支那艦隊司令長官海軍大將サー、サイ  
プリアン、アーサー、チヨード、ブリッヂ、  
紙ノ通上奏致候間、可然、沸取計有之度候  
此段申進候也

明治三十一年十月十六日

外務大臣男爵小村壽太郎



内閣總理大臣伯爵桂太郎殿

外務省